

申請書類一覧表

第5条 認定申請

書類		要否	概要
新築	認定申請書	必須	・申請内容により様式が異なります。 （例）第1・2・3項は第一号様式、第4・5項は第一号の二様式、第6・7項は第一号の三様式
	委任状	必須	・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別）を記載してください。 ※参考様式を福岡県HPに掲載しています。
	災害配慮基準及び 居住環境基準確認報告書	必須	・申請住宅（建築設備も含む）が「地すべり防止区域」、「急傾斜地崩壊危険区域」、「土砂災害特別警戒区域」に入らないことを事前に確認してください。 ・地区計画等、土地区画整理事業、景観計画等の区域等に敷地が含まれる場合は、適合証等を添付してください。
	確認書又は住宅性能評価書の写	必須	・長期使用構造等である旨が記載された確認書又は性能評価書を添付してください。
	維持保全計画書	必須	・年間の積立予定額が6万円未満となる場合は資金計画を含め作成してください。
	付近見取図	必須	・鮮明な地図を使用し、方位、目標となる建物等、ランドマークを記載してください。
	配置図	必須	・方位、接道する道路の建築基準法上の種別、道路境界線等を記載してください。
	敷地求積図	必須	※他の図書に敷地求積図を記載する場合は別途作成する必要はありません。
	建物求積図	必須	・建築面積、各階床面積の求積図を添付してください。 ・規模の基準面積の算定に含めることができない「階段部分※」、「屋外部分（ポーチ、バルコニー、外部収納等）」、「居住以外の部分（車庫、店舗等）」の面積・算定式を記載してください。 ※階段下部を生活空間として利用できる場合は規模の基準面積の算定に含めることができます （この場合、階段下部を生活空間として利用できる旨を図面に明示してください）。
	各階平面図	必須	・方位を記載してください。 ・階段等、規模の基準面積に算定しない部分の面積及び面積算定に必要な寸法を記載してください。
	二面以上の立面図	必須	・縮尺、外壁及び開口部の位置を記載してください。 ※ 立面図に建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出を記載した場合は断面図又は矩計図の添付は不要です。
	断面図又は矩計図	任意	・縮尺、建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出を記載してください。 ※ 立面図に建築物の高さ、軒の高さ並びに軒及びひさしの出を記載した場合は添付不要です。
増築 改築 既存	既存建築物に関する報告書	必須	・増築・改築又は既存（建築行為を伴わない認定）申請の場合は添付してください。 ・様式を福岡県HPに掲載しています。
	状況報告書	必須	・様式は、長期優良住宅 認定申請書作成の手引き（住宅性能評価・表示協会）の「参考様式2」を参照してください。
	工事履歴書	必須	・確認済証、台帳記載事項証明書等の写しを添付してください。

第8条 変更認定申請（計画の変更）

書類		要否	概要
変更認定申請書		必須	・第三号様式
委任状		必須	・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別）を記載してください。 ※参考様式を福岡県HPに掲載しています。
確認書又は住宅性能評価書		必須	・変更後の確認書又は変更設計住宅性能評価書を添付してください。
設計図書		任意	・変更に係る図面を添付してください。 ※ 上記「5条 認定申請」に必要な図書を変更された場合のみ、変更図書を添付してください。

第9条 変更認定申請（譲受人の決定）※譲受人の決定の予定時期から6カ月以内に譲受人を決定する必要があります（6カ月を超えて譲受人を決定する場合は第8条の変更認定申請を行い譲受人の決定の予定時期を変更する必要があります）。※売買契約日から3カ月以内に第9条の申請が必要です。

書類		要否	概要
変更認定申請書		必須	・第五号様式
委任状		必須	・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別）を記載してください。 ※参考様式を福岡県HPに掲載しています。 ・「分譲事業者」及び「譲受人」双方の委任状が必要です。
維持保全計画書		必須	・年間の積立予定額が6万円未満となる場合は資金計画を含め作成してください。
売買契約書の写し		必須	・契約書一式の写しを添付してください。
鍵の受け渡し書等		任意	※譲受人の決定の日が契約日と異なる場合は添付してください。

第10条 承認申請（地位の承継）

書類		要否	概要
承認申請書		必須	・第七号様式
委任状		必須	・代理人の資格（建築士又は行政書士の種別）を記載してください。 ※参考様式を福岡県HPに掲載しています。
建物登記簿謄本又は売買契約書の写し		必須	・申請者の所有権が登記された建物登記簿謄本又は売買契約書一式の写しを添付してください。

住宅の建築が完了した旨の報告書

書類		要否	概要
完了した旨の報告書		必須	・県実施要綱 様式6 ・軽微な変更の「有無」を記載してください。 ※軽微な変更がある場合は、変更内容を記載し、必要な図面等を添付してください。 ※福岡県HPに様式を掲載しています（他行政庁の様式を使用しないでください）。
認定通知書の写し		必須	※変更認定申請を行った場合は、変更認定通知書の写しを添付してください。
工事監理報告書又は建設住宅性能評価書		必須	※福岡県HPに工事監理報告書の様式を掲載しています。
検査済証又は 工事届（都市計画区域外）の写し		必須	・建築基準法第7条の規定による検査済証の写しを添付してください。 ※敷地が都市計画区域外の場合は工事届の写しを添付してください。

軽微な変更届

書類		要否	概要
軽微な変更届		必須	・県実施要綱 様式14 ・工事の進捗状況に応じ軽微な変更の手続きを行ってください。 ※変更認定通知書の交付が必要な場合は、第8条の変更認定申請を行ってください。 ※福岡県HPに掲載している「長期優良住宅に関する軽微な変更の手続きについて」を参照してください。 ※福岡県HPに様式を掲載しています。
設計図書		任意	・必要な図面等を添付してください。